八十一による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。 一～三　［略］ 四　登録を受けようとする第九十条第一項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類 五・六　［略］ （登録又は認定の基準が類似する場合の登録申請等） **第九十一条の四**　計量法関係手数料令別表第一第十二号上欄及び第十三号上欄の経済産業省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十六条第一項の登録 四～八　［略］ （変更の届出） **第九十二条**　登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第八十二による届出書を機構に提出しなければならない。 一～四　［略］ 五　校正測定能力を示す不確かさ（不確かさを大きくしたとき（次号に掲げる場合を除く。）に限る。） 六　第九十一条第三号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる校正測定能力を示す不確かさ 七　［略］ 2～4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	八十一による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。 一～三　［略］ 四　登録を受けようとする第九十条第一項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類 五・六　［略］ （登録又は認定の基準が類似する場合の登録申請等） **第九十一条の四**　計量法関係手数料令別表第一第十二号上欄及び第十三号上欄の経済産業省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十一第一項の登録 四～八　［略］ （変更の届出） **第九十二条**　登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第八十二による届出書を機構に提出しなければならない。 一～四　［略］ 五　最高測定能力を示す不確かさ（不確かさを大きくしたとき（次号に掲げる場合を除く。）に限る。） 六　第九十一条第三号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる最高測定能力を示す不確かさ 七　［略］ 2～4　［略］

様式第八十一を次のように改める。

様式第８１（第９１条関係）

登　録　申　請　書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名　印

計量法第１４３条第１項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

１　登録を受けようとする第９０条第１項の区分並びに第９０条の２の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力
２　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地
３　計量法関係手数料令別表第１第１２号の適用の有無

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　申請書には、第９１条各号の書類を添えて、正本１通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
３　校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、１件として申請することができる。
４　現に登録された事業所の所在地の変更（住居表示の変更を除く。）、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。
５　すでに独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出している添付書類の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
６　登録の際に、計量法関係手数料令別表第１第１２号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第９１条の５の書類」を具体的に記載し、添付すること。
７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。